

公 告

令和 8 年 2 月 2 日

広島県農業共済組合事業規程第 101 条第 2 項の規定により、令和 8 年度の引受けに係る果樹共済（うんしゅうみかん・なつみかん・指定かんきつ・りんご・ぶどう・なし）共済掛金率等をつぎのとおり公告します。

広島県農業共済組合
組合長理事 野崎 幸雄

1. 共済掛金率

別紙、果樹共済の収穫共済、樹体共済に係る果樹共済危険段階別共済掛金率の表のとおり。
※農家負担掛金率については、危険段階別共済掛金率の 1/2 とする。

2. 防災施設の種類の割引率

共済目的の種類	引受方式	防災施設の種類	割引率
りんご	全相殺減収方式 半相殺減収総合一般方式 地域インデックス方式	防風ネット	5%
		多目的ネット	35%
		防霜ファン	5%
ぶどう	全相殺減収方式 半相殺減収総合一般方式 災害収入共済方式 地域インデックス方式	防風ネット	5%
		防鳥ネット	5%
		多目的ネット	10%
		雨よけ施設	30%
なし	全相殺減収方式 半相殺減収総合一般方式 地域インデックス方式	防風ネット	5%
		防ひょうネット	30%
		防鳥ネット	5%
		多目的ネット	40%
		防霜ファン	5%
		防蛾灯	5%

※1 1つの園地に複数の防災施設が設置されている場合の割引率は、防災施設ごとに加算する。
ただし、多目的ネットは、雨よけ施設又は防霜ファンと併設した場合のみ割引率を加算する。
※2 ぶどうの4類（ハウス栽培）は、防災施設割引適用除外

3. 果実の1kg 当たり価額

1 次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額

一 過去4年間における果実の年産ごと類区分（法第148条第5項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとの平均的な1キログラム当たり販売金額について、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）第119条第3項第3号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類（以下「書類等」という。）により把握できる者が、同号に掲げる者として全相殺減収方式（同条第1項第1号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）を選択する場合共済目的の種類ごとの別表1に定める金額又は当該類区分等ごとの平均的な1キログラム当たり販売金額のいずれか低い金額

二 全相殺減収方式（規則第119条第3項第1号及び第2号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限る。）、全相殺品質方式（同条第1項第2号に規定する全相殺品質方式をいう。）及び半相殺方式（同項第3号に規定する半相殺方式をいう。）を選択する場合別表2に定める金額

三 全相殺減収方式（規則第119条第3項第3号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限り、第1号に掲げる場合を除く。）及び地域インデックス方式（規則第119条第4号に規定する地域インデックス方式をいう。）を選択する場合次に掲げる金額

イ 申込者（法第147条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）が栽培する共済目的の種類について細区分が定められている場合にあつては、当該共済目的の種類ごとに、当該申込者が栽培する品種が属する細区分ごとの別表2に定める金額を、当該品種が属する細区分ごとの栽培面積により加重平均して得た金額

ロ 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められていない場合にあつては、別表2に定める金額

2 前項第1号の平均的な1キログラム当たり販売金額は、過去4年間における申込者の書類等から得られる年産ごと、類区分等ごとの販売金額を、当該年産ごと、類区分等ごとの販売した数量で除して得た金額を基礎として算定した金額

別表1

収穫共済の 共済目的の種類	果実の1kg 当たり価額	
	価額	左欄に掲げる 価額が適用と なる地域
うんしゅうみかん	1,151円	全 国
なつみかん	124円	
指定かんきつ	617円	
りんご	549円	
ぶどう	5,197円	
なし	826円	

別表2

収穫共済の 共済目的の種類	細区分	果実の1kg 当たり価額	
		価額	左欄に掲げる価額が適用となる地域
うんしゅう みかん	1群	142円	広島県の区域
	2群	199円	
なつみかん		73円	広島県の区域
指定かんきつ	1群	186円	広島県の区域
	2群	129円	
	3群	146円	
	4群	187円	
	5群	249円	
りんご	1群	308円	広島県の区域
	2群	359円	
	3群	341円	
	4群	391円	
ぶどう	1群	790円	広島県の区域
	2群	1,169円	
	3群	780円	
	4群	1,655円	
	5群	1,642円	
	6群	1,206円	
	7群	2,496円	
なし	1群	401円	広島県三次市、庄原市、世羅郡
		254円	広島県の区域（三次市、庄原市、世羅郡を除く）
	2群	407円	広島県の区域
	3群	412円	
	4群	489円	